

望洋台中学校いじめ防止基本方針

令和元年改定

1. はじめに

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、北海道及び小樽市においては条例を施行するとともに、本校においても平成27年にいじめ防止基本方針を策定して、これまで保護者・地域に理解を求めながら校内でのいじめの未然防止、いじめ認知と対処に教職員が全力を挙げて生徒の安心・安全と心身の健やかな成長に資する取組を推進してきた。

法施行後も、全国的にいじめによる尊い命が失われる事案等が後を絶たず、国は平成29年3月、北海道は平成30年2月に基本方針の改定に至り、小樽市もこの動向を受けて、平成31年4月に条例第11号の規程に基づき基本方針の改定を行った。

望洋台中学校においてもすべての生徒の尊厳を守り、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の意識を高め、組織的に対応できるとともに、保護者・地域の一層の理解と協力を得ながら実効性のあるいじめ防止等を目的に改定した。

2. いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、生徒が夢と誇りを持ち、将来の自己実現に向けて生き生きと学び、学校生活を有意義に送る事を妨げる重大な人権上の問題である。しかしながら、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、いじめの未然防止の観点から特別な教科道德の指導や生徒の主體的な活動により、生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめを許さない態度を醸成する支援に努めなければならない。

いじめ防止の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと①未然防止②早期発見③早期対応により教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をとることや生徒や保護者に対していじめ防止の基本方針及びいじめ防止プログラムを示すことで、安心感やいじめの抑止につながるとともに、いじめを生まない環境をつくりに向けて学校、家庭、地域が一体となって推進する。

また、実効性が高まるよう基本方針及び取組の点検評価・見直しを進め、改善を図りながらより良い学校づくりを組織的・計画的に推進する。

3. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に存在している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの理解

- 1) 被害生徒の事実否定についても客観的に判断する
- 2) インターネットを通じたいじめ（本人が気付いていないケースも含む）
- 3) 善意に基づく行為でも、意図せず心身の苦痛を与えた
- 4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても生徒の感じる被害性に着目して判断する
- 5) 特に配慮を要する生徒に対する適切な支援（互いの違いを認め合い、支え合う）するため、保護者連携や周囲の生徒に対して組織的に指導する

(3) いじめの態様

- 1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5) 金品をたかられる
- 6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7) 嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの解消

- 1) いじめが「解消している」状態とは、
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
※行為が止んでいる状態は、少なくとも3ヶ月を目安とする
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
※いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、本人及び保護者に面談で確認する。
- 2) いじめ解消の見極めに当たっては、学校と保護者のほか対策組織及びS C等の関係者で判断する。
※いじめが解消するまで被害生徒の支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) いじめの重大事態

- 1) 重大事態とは
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア	児童生徒が自殺を企図した場合
イ	身体に重大な傷害を負った場合
ウ	金品等に重大な被害を被った場合
エ	精神性の疾患を発症した場合 等
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

4. 本校のいじめ防止の取組

(1) いじめを生まない環境づくり

目指す生徒像「志高く 深く学び 共に生きる生徒の育成」に示すように、他者を理解し、互いに認め合いながら共に生きる豊かな人間性を育む資質・能力を身につけるため、生徒の居場所づくり・絆づくりを教職員が一丸となって進め、生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。

教師の責務として、不適切な認識や言動で生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することに至らぬよう、いじめの態様や適切な対応について校内研修等で共通理解を図り、生徒の心に寄り添いながらいじめを見逃さない日常観察と生徒理解に努め、生徒と教師、生徒同士の信頼関係を築く。また、個々の生徒の特性や事情を踏まえながら、特に配慮を要する生徒の指導や支援に努める。

(2) いじめ未然防止に向けた組織的・計画的な取組 ※図1「いじめ防止プログラム」

いじめの芽はどの生徒にも生じることから、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論させて正面から向きあえる指導の工夫により、いじめ防止を実践できる生徒の育成を図る。

1) 未然防止の取組

①いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・授業づくりや集団づくりにおけるコミュニケーション能力や自律的な態度の育成と関わり、基本的人権の尊重の視点からいじめ禁止や「いじめは犯罪」であることの日常の指導を継続する
- ・生徒指導の機能を生かした日常の学習や活動を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感、相互に認め合う共感的な態度を育む

②教育活動全体を通じた道德教育の充実（人権教室、情報モラル教室）

- ・読書活動・体験活動など特別な教科道德の授業及び総合的な学習の時間等において、社会性を育む取組を推進する。
- ・人権教育の充実により、他者の多様性を理解するとともに、情報リテラシーや相手意識、人権尊重の心を育む特別授業を実施する

③生徒の主体的な活動

- ・生徒会の主体的な活動「あいさつ運動」や「いじめゼロフォーラム」など、好ましい人間関係や正しい判断力を育成し、実践的な態度を育む。

④積極的な貢献活動・奉仕的体験活動の促進

- ・生徒会活動による募金活動やボランティア活動、地域貢献活動を通じて自己肯定感を高め、より良く他者との人間関係を築く機会を設定する

2) いじめの積極的な認知と組織体制 ※図2「校内組織体制」

①個々の価値観等の理解と観察

- ・日常のふれあいや観察を通して生徒の些細な心の変化、態度の変化を情報交換しながらよりきめ細かく対応するとともに、積極的な認知により迅速に対応する

②被害・加害側の生徒及び保護者への慎重で迅速な組織対応

- ・認知した時点で、生徒指導部内のいじめ防止対策グループを中心とした組織体制を組み、事実確認や対応に当たっての慎重かつ迅速な対応により、早期解消、再発防止に努める
- ・加害生徒への成長支援の観点で慎重かつ丁寧な指導対応をとる

3) 保護者・地域住民との連携

①保護者会や評議員会等において、積極的に協議する機会を設け、以下の点について認識を共有して家庭教育・地域教育の充実に努める

- ・自他の生命及び人権を尊重する心の育成に関して
- ・携帯電話、インターネット等のルールの遵守といじめ防止徹底について
- ・地域行事参加時における指導と配慮について

自己有用感 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。

自己肯定感 : 「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

(3) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- 1) 教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、登校支援室なども連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。

- 2) アンケート調査で把握するほか、巡回や観察等では認知できないいじめについては個人面談や教育相談等訴えやすい環境づくりに努める。
- 3) 集団から離れて一人である生徒の行動観察と声かけ、相談活動を行う。
- 4) いじめ早期発見のチェックリストを活用した日常的な状況把握を行う。
- 5) 訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策グループ（指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- 6) いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(4) いじめの早期対応 ※図3「いじめ発生（認知）時の対処」

いじめは未然に防ぐことが重要であるが、万一いじめを発見した場合には、いじめ防止対策グループ（指導部）を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で問題を抱え込んだり、躊躇することなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することに努めるとともに、重大事態や加害生徒、被害生徒の意識にずれがある事案、インターネットによる複雑な事案、保護者対応におけるトラブル事案等については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて、関係機関とも連携・協議のうえ慎重に対応する。

(5) インターネット（SNS）等のトラブルの未然防止と対応

- 1) 各教科や特別活動等を通じて、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について啓発するとともに、外部講師による特別授業を開催し、情報リテラシーやモラルを身につける。
- 2) 携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について、学校だよりまたは指導資料を配信し、家庭の役割として健康管理やトラブル防止に向けた指導など親子会議の促進を図るとともにフィルタリング解除の保護者責任について理解を求める。そして、学校と家庭の協働で、生徒の健やかな成長に努める。
- 3) 定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に通報して直ちに削除する等の措置をとる。

※図4 インターネット上でのいじめが発生した時の対応

- 4) 重大事態と判断される場合は、直ちに警察への通報を促すとともに、学校は関係機関へ通報により適切に対処する。

図1

いじめ防止プログラム（年間推進計画）

めざす生徒像【志高く 深く学び 共に生きる生徒】

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	<input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針提示 ◆いじめ防止対策G ・基本方針の確認・防止プログラム（推進計画） <input type="checkbox"/> 生徒情報交流	人間関係づくり ・生徒指導の3機能 による学級づくり ・道徳教育の充実	・家庭訪問等での保護者への啓発及び情報収集	・ネットパトロール ・人事評価項目
5月	<input type="checkbox"/> 研修会（いじめの認知について） <input type="checkbox"/> 生徒情報交流	・いじめについての学習	・保護者会説明 ・いじめアンケート①実施	・ネットパトロール
6月	<input type="checkbox"/> 研修会（調査結果等） <input type="checkbox"/> 生徒情報交流 ◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理	・「子どもたちの安心安全を守るキャンペーン」	・いじめアンケートによる個別相談 ・スクールカウンセラーによる相談のすすめ	・道いじめ調査 ・小樽市情報モラル委員会（ネットパトロール）
7月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流 学校評価（自己評価）実施	・生徒会活動によるいじめゼロフォーラムの開催（生徒会によるいじめ防止啓発活動等）	・アセス①の実施 ・PTAと意見（情報）交換	・ネットパトロール
8月	<input type="checkbox"/> 研修会（アセス調査結果）	人間関係づくり ・生徒指導の3機能 による学級づくり ・道徳教育の充実		・ネットパトロール
9月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流			・ネットパトロール
10月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流 <input type="checkbox"/> 研修会（早期発見、早期対応）	人間関係づくり ・生徒指導の3機能 による学級づくり ・人権教室	・教育相談	・ネットパトロール ・人事評価項目
		学校評価（生徒アンケート・保護者アンケートの実施） ※いじめに係る評価		
11月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流 ◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理	・「いじめ防止キャンペーン」 ・生徒会活動によるいじめゼロフォーラムの開催	・いじめアンケート②実施 ・いじめアンケートによる個別相談	・小樽市情報モラル委員会（ネットパトロール） ・道いじめ調査
12月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流 学校評価（自己評価）実施	・情報モラル教室（情報モラルアンケート実施） 学校評価（保護者アンケートの実施） ※いじめに係る評価	・アセス②の実施 ・PTAと意見（情報）交換	・ネットパトロール
1月	<input type="checkbox"/> 研修会（アセス調査結果） ◆いじめ防止対策G ・アンケート集約結果と課題の整理 <input type="checkbox"/> 生徒情報交流	人間関係づくり ・生徒指導の3機能 による学級づくり	・状況に応じていじめアンケート③・個別相談実施	・ネットパトロール
2月	<input type="checkbox"/> 生徒情報交流	学校評価（関係者評価の実施） ※いじめに係る評価		・ネットパトロール
3月	◆いじめ防止対策G ・本年度の評価 ・次年度の計画確認 <input type="checkbox"/> 生徒情報交流			・人事評価項目 ・ネットパトロール ・道いじめ調査

図2

校内組織体制

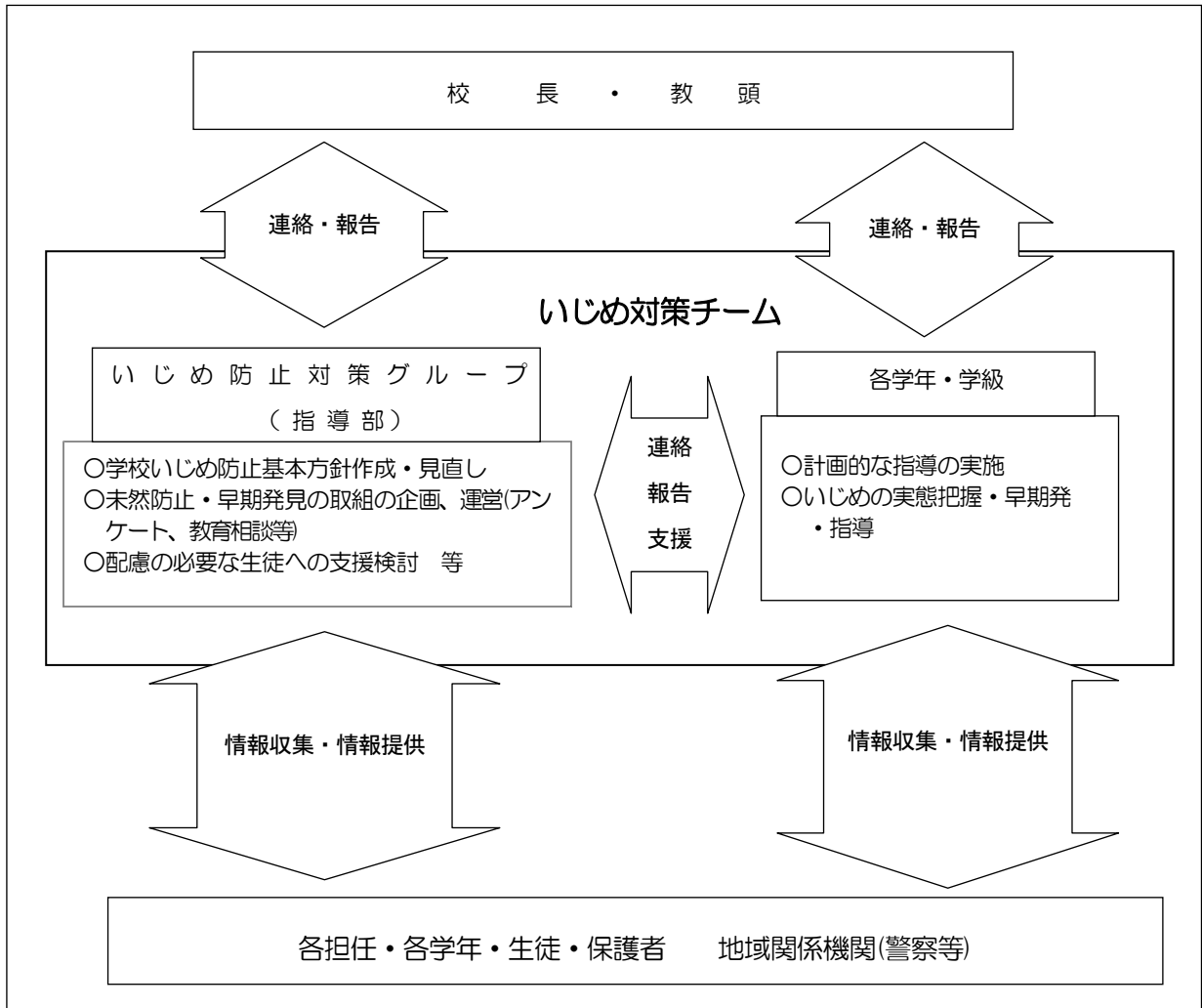
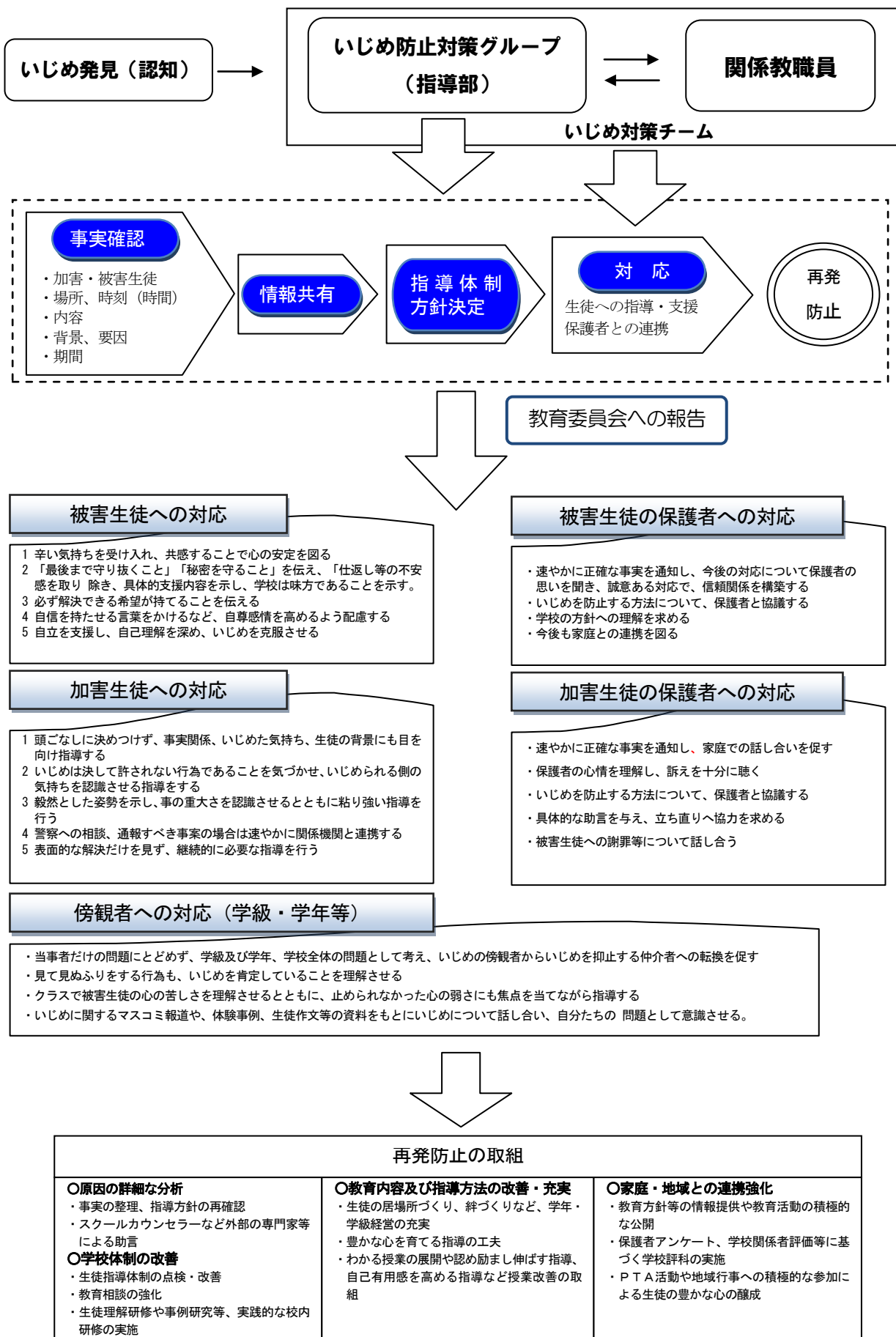
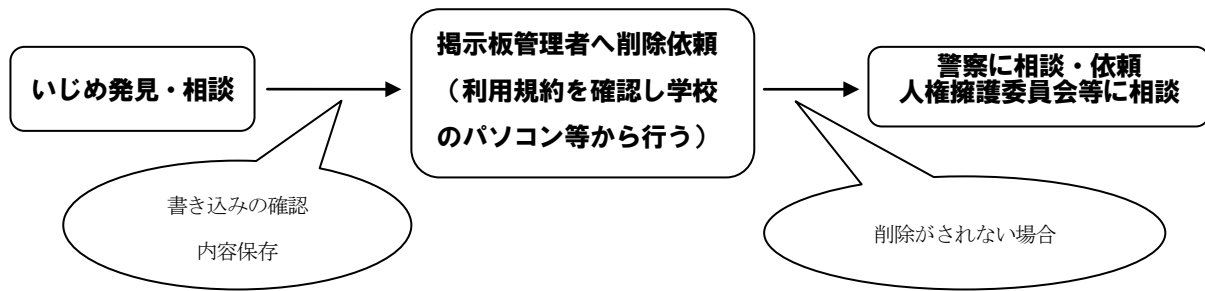


図3

いじめ発生（認知）時の対処



インターネット上でのいじめが発生した時の対応



<生徒に対するの指導ポイント>

1. 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
2. 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
3. インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
 ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
 ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。